

Vol. 57

# 静政連 だよ！

静岡県宅建政治連盟

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠 3-18-16 (静岡県不動産会館内) TEL. 054-246-7175 FAX. 054-245-9730

## 2024年度 会費払込票 (郵便ハガキ) をお送りします

### 1. 納入方法は、コンビニエンスストアを利用した収納代行サービスです

いつでも

皆様のご都合の良い時間にお支払いいただけます。

どこでも

全国のコンビニエンスストアよりお支払いが可能です。取り扱い店舗も、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキなど、県内を網羅しています。

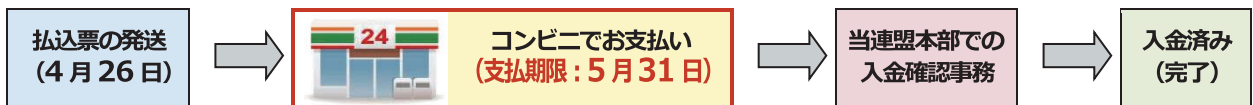
かんたんに

払込票 (兼 請求書) に添えて現金をお持ちいただくだけで、コンビニ店頭で簡単にお支払いができます。振込手数料のご負担もありません。

### 2. 払込票 (兼 請求書) は、圧着ハガキで郵送します

- ① 会費は、従来どおり **年額 5,000 円** です。
- ② 会費明細が記載された**払込票 (兼 請求書)** を**圧着ハガキ**で郵送します。個人情報漏洩の心配はありません。これをお近くのコンビニへご持参の上お支払い下さい。
- ③ 払込票には**支払期限**が設定されています。**期限を過ぎますとその払込票では支払いができなくなります**ので、必ず期限までにお支払い下さい。これ以降は指定口座への振込みをお願いすることになり、振込手数料もご負担いただくこととなりますので、ご注意ください。
- ④ 領収書は改めて当連盟より発行しません。**コンビニ店頭で受領印の押された領収書と請求書の部分がその場で返却されます**ので、大切に保管して下さい。**(当連盟の会費は消費税法上 不課税に該当しますので、インボイス制度の適用はありません)**

### 3. 会費ご請求・お支払いの流れ (2024 年度分)



### 4. その他、お願い

- ① 収納代行による電算処理にて集計を行ないますので、本部または宅建協会各支部での現金による受領は致しません。お手数でも最寄りのコンビニエンスストアでお支払い下さるよう、お願い致します。
- ② 宅建協会の会費につきましても、コンプライアンス遵守により、同様の払込票を別途郵送致します。

**[注] 雨などで圧着ハガキが濡れてしまった場合は、必ず乾かしてから開いて下さい。**

#### 党员会員の皆様へ

令和5年度の自由民主党静岡県宅建支部(職域支部)登録党员数は、1,178名[会員比 44.9%]でした。継続党员の皆様  
の「党员証」は事務局にて預かっておりますので、必要な方はご連絡いただければ発送致します。

静岡県宅建政治連盟 事務局 Tel.054-246-7175 (担当:楠元)



# 「京都府宅建政治連盟」を視察訪問

## ホームページの制作、要望活動等について意見交換

本年2月27日、当連盟役員及び担当職員は、会員数からしてほぼ同規模の京都府宅建政治連盟を訪問し、意見交換を行なった。京都府政連は、政治連盟のホームページのデザインや掲載内容等について先進的であることから、既にそれらを参考にさせてもらいながら、当静岡県政治連盟のホームページを昨年10月25日に立ち上げた経緯がある。

また、国への要望や地元行政への要望についても、その方法や内容等について相互に資料説明・発表を行なうとともに、新規開業予定者への政治活動のPR方法についても懇談した。

### 事前のアンケートによる各項目の回答

項目	京政連	静政連
ホームページ立上げの初期費用、ランニングコスト等	初期費用30万円・管理費用10~15万円(サーバー代5万円/年、更新費用5~10万円/年)。	事務局職員が作成したため、初期費用は掛かっていない。管理費用としてサーバー利用料が6,600円(年)。
ホームページの掲載内容に係る会員への周知	ホームページ以外に、直近1、2年の政連ニュースをまとめた冊子を配布。(激励会・地域議員懇談会等の催しに出席した会員、支部審査会に出席した新規入会者・免許更新対象者、代表者変更の会員に配布)	ホームページの公開を機に、会報「静政連だより」と併用し、全会員に活動を周知。
ホームページに活動内容等を掲載する際、(会員周知のために)留意していること	こまめに「お知らせ」を掲載するように努め、まとめて「京政連ニュース」を発行している。 また、記事には必ず写真を掲載するとともに、政治という多くの人に様々な影響をあたえる内容を記事にする際、表現・正確性を特に注意し作成・掲載に努めている。	要望活動に対する活動実績(活動成果)を国・県・市町ごとに分け、わかり易く、また目を引くような掲載を心掛けている。
ホームページの公開が入会促進や会費納入に役立っているか	特に変化は感じられない。	視覚的に説明することで、詳細に理解を促すことができ、効果が期待できる。
会費納入に関する促進活動	支部審査会において、入会をお願いしている。未納者には督促を行っている他は特になし。	コンビニを利用した『収納代行サービス』にしたことで、手続きが幅広く容易になった。
宅建協会や他団体等へのリンク	全国宅建政治連盟(全政連)のリンクを記載している。	全政連及び11都府県(京都府、山形県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県、沖縄県)の政治連盟にリンクを貼っている。
ホームページへのバナー広告掲載について	現在のところ予定なし。	会則を一部改正し、事業項目に「各種収益事業」を追加することにより、バナーを募集する。
行政(国・県・市町)に対する要望活動の方法(流れ)	全宅連・全政連の要望については、京政連として宅議連の議員3名に要望活動を行っている。また、公明党京都本部との懇談会には毎年参加している。 京都独自の要望に関しては、京都宅建協会(以下協会)において、支部や、議員との懇談会で提案された問題・要望等を、京宅研究所や諮問会議で掘り下げて検討し、正副会長会で審議・承認された後に要望書として取りまとめられているので、京政連は協会とともに要望活動している。 その他に、協会と共催で地域議員懇談会を開催し、各地域に係る問題について、議員に要望・問題提起をしている。	①全宅連(全政連)作成の要望書により地元与党国会議員11名宛てに提出・説明。併せて会長・幹事長が東京の議員会館を訪ね、説明。 ②要望事項を各支部から収集・選定し、静岡県への要望書を作成、提出。県当局との「意見交換会」12地区による「分科会」を開催。 ③市町への権限移譲を背景に、地元の懸案事項は直接、関連市町に要望。併せて12地区別の「顧問市町議員団」との意見交換会を開催。
新規開業予定者に対する入会促進活動	入会手続きの際、特定の政党を支持するのではなく、宅建業に係る我々の要望・提言を実現するため、関係各方面に対して様々な活動をしていることを伝える。	要望活動で得られる成果は会員各々が等しく享受できるものなので、会費納入の公平性を説明している。
収入に対する「活動費」の割合、及びその使途	①ホームページ関連費:約4%、②選挙関係:約12%、③支部活動(地域議員懇談会・勉強会・名刺交換会):約45%、④議員主催のセミナー・懇談会参加費・経費:約32%、⑤その他:約7%	①12地区「特別活動費」の交付:39%、②国会議員等「各種セミナー・懇談会」会費・経費:31%、③「会報誌」印刷代:20%、④「選挙」関係:5%、⑤「その他」(役員昼食代等):5%。



▲ 京都・静岡双方の宅建協会・政治連盟の役員による記念撮影



▲ 京政連:北川安彦 会長(左)と静政連:渡邊照芳 会長



▲ 京政連 岸田 正 会計責任職務代行者(左)と戸川雅勝 幹事長



▲ 京政連 高山基則 副会長(左)と北川安彦 会長



▲ 静政連 渡邊照芳 会長(左)と小林 修 幹事長



▲ 静政連 (左から)松本裕文 常任幹事、佐藤 操、小田基浩 副幹事長



▲ 会議の様子

# 政治連盟の組織と会費の用途

様々な法律がからみ、ときの政治情勢・経済情勢に左右されやすいのが不動産業です。これが「不動産業は政策産業」といわれる所以であり、政策産業であるがゆえに公益法人である宅建協会の活動だけでは限界があります。

業界の権益を守り、不動産の円滑な流通を促進するためには、「国民の住宅取得を著しく阻害し我々の業の妨げとなっている税制や諸規制を是正しなければならない」ということは、業界人なら誰も認識しているところです。

そして、その実現には、会員一人一人が結束して強力な「政治活動」を推し進めていかななくてはなりません。不動産業界の発展に政治活動は不可欠です。是非、政治連盟の活動にご協力下さい。

## ▶「静岡県宅建政治連盟」の組織

当連盟には、宅建協会会員（正会員・準会員・賛助会員 すべて）の代表者個人が所属して頂いております。ときの政権政党を通じて要望・陳情を行なう活動スタンスを主眼としておりますが、もちろん、自民党だけでなく他の政党が政権を担う場合も、積極的に要望活動や支援活動を行ないます。各種公職選挙の推薦候補者についても、当業界に相応しい候補者を機関決定すべく協議を重ねています。

政治資金規正法上、県選挙管理委員会にも正しく届出をしており、会計も公正な処理を行なっております。徴収した会費は、宅建顧問県議団や宅建顧問市町議員団を通じた要望活動や政権政党を通じた国への要望活動など、一定の政党に片寄ることなく政治連盟における政治活動全般に使用します。

## ▶常に“まちづくり”への参画を念頭において活動しています

県内の懸案事項に関し、不動産業に理解ある県議会議員で構成する「宅建顧問県議団」や市議会議員・町議会議員で構成する「宅建顧問市町議員団」の助言を得て、行政に対する積極的な要望活動を行なうことにより、都市計画やまちづくりへの参画を常に心掛けています。

## ▶国の施策にも影響を与える粘り強い要望活動

個々の力は小さくとも、組織として一致団結すれば大きな原動力となります。全国には都道府県ごとに宅建政治連盟が組織され、それぞれ地元で活動する一方、国の施策に対しては、その連合体である「全国宅建政治連盟」を通じ全会員が一丸となって粘り強い要望活動を展開しています。特に、全国一斉に行なう税制改正・土地住宅政策に関する要望活動は、国の施策に大きな影響力を与えており、我々の要望活動による成果が、業環境はもとより景気動向をも左右するといっても過言ではありません。

## ▶会費こそ当連盟の活動原資です

新型コロナウイルスの発生から3年が経過した日本経済は、経済活動の正常化を背景に持ち直し傾向にあります。不動産業は“政策産業”であり、このような状況下においても、不動産関連税制の見直しや土地住宅政策等、世論も味方につけた要望活動が不可欠です。そして、この要望活動によって得られる成果は会員がそれぞれ等しく享受できるものであり、その費用負担についても公平を図らなくてはなりません。

会費こそ正に当連盟の活動原資となるものです。是非、活動内容をご理解いただき、会費納入にご協力下さるよう宜しくお願い致します。年会費は5,000円です。

なお、当連盟のような政治団体は、政治資金規正法により、法人（会社や組合等）から会費を頂くことができません。あくまでも代表者個人の方より納入して頂くこととなりますので、領収書についても代表者個人宛てになりますことをご了承下さい。

ただし、党員登録をした会員が、自民党静岡県宅建支部（職域支部）を通じて同額の年会費を納めて頂ける場合は、法人宛てに領収書の発行が可能です。ご不明な点や詳細につきましては、当連盟事務局または所属地区（宅建協会所属支部）までお願い致します。

## 念願の「ホームページ」を開設しました！ <https://shizuseiren.jp/>

当連盟の活動内容を今まで以上に詳細にご報告するため、ホームページを開設致しました。要望活動や選挙活動をはじめ、国・県・市町議員との意見交換会等、タイムリーに掲載して参ります。また、会報「静政連だより」のバックナンバーも読み返すことが出来ますので、これらにより当連盟の活動について更にご理解をいただける情報ツールとして、日常業務の合間に御覧いただければ幸いです。ご意見・ご感想もお待ちしております。

（静岡県宅建政治連盟 事務局）

